

令和7年第4回那須烏山市議会9月定例会（第3日）

令和7年9月4日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時04分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

15番 高田悦男

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	平山茂樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	黒尾明美
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	小口正一
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	菊池章夫

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

塩野目 豊 一

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（青木敏久） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきありがとうございます。

ただいま、出席している議員は14名です。15番高田悦男議員から欠席の通知がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（青木敏久） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて75分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

通告に基づき、12番渋井由放議員の発言を許します。

12番渋井由放議員。

[12番 渋井由放 登壇]

○12番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。12番渋井由放でございます。ただいま、青木議長から発言の許しをいただきました。

今日は、同僚議員とともに烏山線を利用して参りました。そのときに大金駅で会った方は、塩谷町から、わざわざ烏山線を利用して、私の一般質問を聞きに来てくれたというような方もおられました。まず、烏山線を利用させていただいたことを御礼申し上げるとともに、足を運んでくれたことを御礼申し上げたいと思います。また、そのほかにも議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。あと、ユーチューブの御視聴をいただいている皆様、一生懸命頑張っていきたいと思いますので、最後までお付き合いをいただくようお願いを申し上げます。

今回は、都市公園法に基づき設置される都市公園について。これは度々、一般質問をさせていただいておりますが、どうもかみ合わないというところもございますので、深く踏み込んで

質問をさせていただきます。

それでは、質問者席より質問いたします。執行部におきましては、明解なる答弁をお願いを申し上げます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まずは、1番、住民1人当たりの都市公園の敷地面積についてお伺いをいたします。

都市公園法施行令第1条の2及び那須烏山市都市公園設置管理及び使用条例第6条では、都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。ただし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とすると、このようになっております。

都市公園は、烏山地区に2か所、合計で約12万平米ありますが、市長は、この状況をどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の都市公園の現状についてお答えいたします。

本市の都市公園につきましては、泉公園と大桶運動公園の2か所であり、2つの都市公園の面積の合計は、12万18平方メートルとなります。したがって、住民1人当たりの面積は、本年8月1日時点での住民基本台帳人口23,180人で計算しますと、5.17平方メートルであり、那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例において規定する、住民1人当たり10平方メートルという設置基準を満たしていない状況であります。

なお、緑地運動公園の面積の8万5,000平方メートルを加えたとしても、住民一人当たりの面積は8.84平方メートルにとどまるため、条例で定めている設置基準を満たすことはできていないのが現状であります。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 早い話が、足りないという現状だと。それで、今、8月1日現在という、多分この答弁を作ったときに、8月1日現在のしか出ていなかったんだと思うのですが、今は9月1日現在が出ているのかなと思います。

それにしても、合併当初は非常に人口も多かったのが半分以下だということ、そういうところを理解をして、次に参りたいとこういうふうに思います。

令和3年の9月定例会、経済建設常任委員会の決算審査の意見です。都市建設課に対して、公園管理について、効率的かつ効果的な維持管理を進めるためにも、有利な財源措置や新たな都市公園の設置に関し調査研究に努められたい、こういうふうに意見を付しております。

そして、1年後の令和4年9月定例会第1日目、補正予算の審議の質疑で、興野一美議員の

発言ですが、緑地運動公園については、どのようになっているのかお伺いをしたいんですけども、こういうような質問に対して、当時の都市建設課長の答弁では、緑地運動公園につきましては、都市公園にするのがよいと考えておりますので、そちらについては、現在、粛々と進めておりますので御理解をいただきたいと思っております、このような回答でございました。

私の調べる限りでは、都市公園に関する法令って、僅かこのぐらいの法令なのですが、4つの書類を整える。それをすれば都市公園になると、こういうふうになっております。執行部は、粛々と進めているとのことですから、どれほど進んでいるのか、都市公園法に沿って質問をしていきたいと思っております。

まず、1番に都市公園台帳の作成状況と、現在、保有している図面等の比較利用について。この4つの書類の中で最も大変ではないかと思われるのが、都市公園台帳の作成だと思われまます。都市公園法第17条第1項及び第2項になります。公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、これを保管しなければならない、このようになっております。

そこで、都市公園台帳の作成状況についてお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 都市公園台帳の作成状況等についてお答えします。

都市公園台帳につきましては、都市公園法の規定により都市公園の位置、面積、施設の種類等を明らかにするため作成が義務づけられておりますが、緑地運動公園につきましては、都市公園ではないことから、都市公園台帳や、それに類似する台帳は作成しておりません。

また、野球場やテニスコートといった個々の運動施設のほか、スポーツ健康館やトイレ等の図面は保有しておりますが、都市公園法施行規則に規定されます、都市公園の境界や地形等を示した図面等は保有しておりません。

このようなことから、今後の緑地運動公園の再整備に向けた議論の中で、都市公園のエリアに関する検討を行い、改めて、都市公園台帳に必要となる図面等を作成していく必要がございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番 洪井由放議員。

○12番（洪井由放） 答弁をいただきました。この現在の緑地運動公園は都市公園ではございませんが、生涯学習課が、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用条例、こういうもので管理をしております。それで今、いろいろお話がありまして、図面等もあると。ただ、ないものもあるのだというような話だったかなと、こういうふうになりますね。

まず、文書主義の原則というのがございまして、文書主義の原則第3条、職員は、行政の文書主義の原則にのっとり、文書を丁寧に取扱い、事業の処理に当たっては、経緯も含めた意思決定に至る課程並びに、事務及び事業の実績を合理的に後づけ、または、検証することができ

るよう文書によることを原則とし、責任を持って迅速かつ正確に処理するとともに、常に文書の所在を明らかにして、事務の効率の向上に資するよう努めなければならない、こういうふうになっております。

いわゆる管理をするのには、この文書主義に基づきまして文書や図面等があって、法令でいう都市公園台帳と見比べどこが違うのか、また、どこが足りないのかと、こういうのはつきりと示していかなければならないと、こういうふうになっております。

そこで、確認をしながらいきたいと思うんですね。法第17条の2第1項になりますけれども、これは、都市公園台帳の記載事項その他を、作成及び保管に関し必要な事項は国土交通省令で定める、このようになっております。国土交通省令では、第10条になります。第1項、都市公園台帳は、証書及び図面をもって組成する。第2項、証書には、都市公園につき少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする、このようになっております。それで、1から10までありますね。この1から10まで、1つずつ確認をしていきたいと思います。

まず1に、これは名称と所在なのですが、那須烏山市緑地運動公園。所在地は、那須烏山市藤田1181番地の85ほかだと思いますが、これについてはいかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 議員のおっしゃるとおり間違いございません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 設置の年月日、これは既設公園については、公園または緑地として設置された年月日、旧南那須の町は、今、言ったように文書主義ですから引き継いだ資料でもって分かると思いますが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 全ての工事が完了した竣工日が、平成10年3月20日となっております。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 沿革の概要というので、これについても旧南那須町の資料から引き継いだ資料で分かると思いますが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 落成式の資料から確認できると思います。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 5になりますね。敷地面積及び、その土地所有者別の内訳並びに、当該土地所有者の所有する敷地についての公園管理者に有する権原と、こういうことになっております。これほとんどが、那須烏山市が所有しているということだと思のですが、いかが

ですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 旧南那須町から引き継いだ財産台帳によりますと、11筆ありまして、そのうち1筆だけが、ちょっと共有名義になっております。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私もそれは確認しておりまして、ほか5とか何とかがっているんでしょうかね。そういうのが1筆あるようですが、それで、敷地面積については、これは先ほども出ましたが8万5,000幾らですか、ということで分かりますよね。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） その引き継いだ財産台帳によりますと、8万5,018平方メートルとなっております。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 次に今度は6になります。6は、公園施設として設けられる建築物及びその他の主要な公園施設について、次に掲げる事項、こういうことで、次に掲げる事項はイ、ロ、ハ、ニ、ホとあります。

まず、イです。種類及び名称です。多目的競技場、野球場、テニスコート、スポーツ健康館と思いますが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） そのとおりで間違いありません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今度は、ロになります。工作物であるものについては、その構造なのですが、まず、工作物とは何かということになりますが、一般的には、建物や建築物に当てはまらない人が造ったものと。緑地運動公園でいえば、先ほど申しましたが、多目的競技場、野球場、テニスコートなどと思われませんが、その構造は分かるということですから図面は当然あると思いますが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 工事の竣工図面がございます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 次は、ハになります。建築物であるものについては、その建築面積ですね。そうすると、スポーツ健康館、これをちょっと調べたら、323.79平米と、公衆トイレ、これはちょっと調べても分からなかったのですが、グーグルでざっと面積を計算すると、約30平米ぐらいかなと思いますが、多分、図面があると思います。その点については、

いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） そちらについても、工事の竣工図面がございます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 多目的競技場、あと、野球場とテニスコート場ですね。そういうものの運動施設については、その敷地面積ということなので、図面があるということなので、これは当然分かるということによろしいですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 工事の竣工図面で確認することができます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今度は、ホになりますね。ホは、公園管理者以外のもの公園施設の設置についてで、当市の公園ではないということだと思いましたが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） そのとおりでございます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今度は、7になります。公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合、並びに令第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物、公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合と、こういうことなのですが、これはうちのほうの条例第8条、公園施設の建築面積の基準、法第4条第1項本文の規定により、条例で定める割合は、100分の2とすると、こういうことです。

スポーツ健康館が、323.79平米と公衆トイレ、約30平米など、360平米程度です。公園の面積が約8万5,000平米程度なので、その2%は、1,700平米程度となります。全く問題がないと。いわゆる2%以内だというふうに思われますが、その点についてはいかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 議員がおっしゃるとおり、財産台帳の面積からすれば問題ないと思われます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） その後の部分になりますね。令第6条の第1項第1号から第3号の建築物ということで、令第6条第1項第1号、これは敷地面積が、さっきは100分の2と言いましたが、こっちは100分の10でいいよと、こういうことになっております。その内容

は、法第5条第2項を見ると分かるのですが、休息所、ベンチ、屋外卓、ピクニック場とこういうふうになっておりますが、これはどこにどういう設置がされているのかは、当然分かりま
すよね。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 緑地運動公園には、該当する施設はないと思われま
す。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 次に、同条第4項に規定する運動施設、これが敷地面積の100分
の10、これを見ますと、野球場、陸上競技場、サッカー場云々と書いてありまして、附属す
る観覧席、更衣室、控室、運動用具倉庫、シャワー、その他に類する工作物。これも分かりま
すか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 野球場と多目的競技場、こちらが陸上競技場と捉えてよろ
しいかと思うのですが、あとテニスコート、運動用具倉庫が3つありまして、あとこれに該当
するかどうか分からないのですが、放送塔が1つございます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 次に、同条第5項に規定する教養施設、これが敷地面積の100分
の10。これは、植物園とか温室とかって、これはないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 議員お見込みのとおり、該当する教養施設はございませ
ん。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今度は、同条第8項に規定する備蓄倉庫とか、そういうものもあり
ますね。あと、展望台や集会所、食料・医薬品に必要な備蓄倉庫、このようなものもないよ
うな気がするのですが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） お見込みのとおり、該当する施設はございませ
ん。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 令第6条第1項第2号、敷地面積の100分の20というんですよ
ね。前号の体育施設または共用施設である建物のうち、次のイからハのいずれかに該当する建
築物を設ける場合というので、イ、ロ、ハとあるのですが、これは文化財保護法とか、景観法
とか、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、そういうものに関係するものな
のですが、これはないと思われま
すが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） お見込みのとおり、該当する施設はございません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 次に令第6条第1項第3号ですね。敷地面積のこれは100分の10です。屋根つき広場、壁を有しない雨天運動場、その他高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合。それで、国土交通省令を見ますと、高い開放性を有する云々とかこういうふうになっていますが、うちのほうは、これはありますか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 該当する施設はございません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 次に、8番になります。運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合、これを計算すれば分かりますよね。運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合。これは、当該都市公園じゃないですけどね、敷地面積は8万5,018平米でしたっけ、そんなところから足してやれば分かる。こういうことでよろしいですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 財産台帳の面積を分母として計算すれば、大体おおむね4割程度になると思います。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今度、9番になります。主要な占用物件についての次に掲げる事項で、占用物件は、都市公園法第7条では、1、2、3、4、5、6、7個ありまして、あと政令では、第12条に書かれておりますけれども、電柱だとか、水道管だとか、通路だとか、郵便の差出箱とか云々とか書いてありますけど、こういうのを調べれば分かるというか、すぐに分かりますよね。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 占用物件ですかね。そちらに該当しそうな建築物は、財産台帳上の1筆に水道施設がございます。なお、地下に設けられているものはございません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 水道施設、配水池というか、あそこまで水を上げて、そこから配っているやつが隣にあります。それが占用物件かなというふうに思います。

最後、10番になります。これは、公園一体建物の概要と、これはありませんよね。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 一体建物はございません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1番から10番まで、今、確認しましたが、どれも問題がなく、計算したり何かすればできるんだと、こういう理解でよろしいかなと思うんですね。

今度は第10条ですね。第10条の第3項、図面は縮尺1,200分の1以上の平面図ということになっておりまして、あとは付近の地形、方位及び縮尺を表示し、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

1番、都市公園の区域の境界線。2番、公園保全立体区域の境界。3番、行政区画名、大字名、字名及びその境界線。4番が地形。5番が敷地の土地所有者別の区分。6番、主要な公園施設。7番、主要な占用物件。8番、公園一体建物、これはないということですね。この辺は、今、前段でいろいろ積み重ねて確認してきましたけれども、縮尺1,200分の1以上の平面図ということに関しては、考え方によれば簡単にできると思うのですが、それについていかがですか。

○議長（青木敏久） 塩野目生涯学習課長。

○生涯学習課長（塩野目豊一） 主要な公園施設については、500分の1の工事の竣工図面がございます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 那須烏山市は税金を取っていますからね、税務課に行けば、航空写真で平面図なんかすぐ出てきますよ。どこに境界があるかも、全部出てくる。ここは、調査をしっかりとやっているから、どこからどこまでが境界だなんていうのも、はっきり分かるというようなことだというふうに思っています。ちょっと問題をいろいろ各方向で見れば、すぐできるんじゃないのかなと、こういうふうに思います。

次に参ります。これ今まで、国土交通省令第10条を確認しながら質問をしてまいりました。都市公園台帳は、ほぼ出来上がっているのではないのかなと、こういうふうに思うわけでございます。そのほぼ出来上がっている都市公園台帳、都市公園の担当窓口が、都市公園を担当する都市公園課であるということで、まず、都市公園台帳を作るに当たって、都市建設課と生涯学習課、これが打合せとか何かそういうことをしたことがありますかと、まず聞きたい。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 今までは台帳のお話で、あるかないかとかそういった確認をしていただきました。今まで、公園台帳を作成する部分においては、打合せはしてございません。ですが、緑地公園に対しまして、区域の範囲とか、そういったそういうことに対しては、打合せをしております。

また、都市公園を供用するということは、皆様に都市公園としてお使いいただくというもの

であって、緑地運動公園の構図による範囲や面積を決定し、供用を開始することはできないというように考えております。

例えば、公園敷地の、先ほどお話に出た東側にある水道施設及びユズ畑が、公園として一体的なものなのか。また、県立南那須特別支援学校の進入路、そちらが公園敷地の一部となっていることなどが挙げられます。

あと、都市公園の整備に当たりましては、全体事業費が2億5,000万円以上の事業に対し、国費から2分の1が交付される社会資本整備総合交付金の交付要件といたしまして、市内にある都市公園の総面積が都市計画区域内、人口の住民1人当たり10平米未満とされておりますことより、今すぐ都市公園化をしてしまうと、社会資本整備総合交付金の交付要件を超えてしまい、交付金を活用した整備ができなくなると、そういった打合せをし、今後どうしていくかというところの話をしているところです。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 公園に該当するかどうかね。水道施設なんか抜きゃいいんだし、道路なんて抜きゃいいだけの話なんですよ。それができるかどうかというか、まず作るにはどうするんだという考えがないっていう話じゃないですか。

でね、2億5,000万円以上は、都市公園補助金出るんだよというお話が出ました。もう市単独で1億円を照明にぶっ込んでいっているんですよ。逆にそういうことをやって、1億円の手出ししているんなら、1億2,000万円の半分出して国からもらえば、テニスコートだって直るし、グラウンドだって排水できるしというふうに私は考えているんですが、その点については議論をすると時間がないのでね、次に行きたいと思います。

続いて、（2）の区域の設定と議決について、これについて伺います。

法第33条第1項及び第5項ですけれども、第1項、地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。第5項、地方公共団体は、第1項の既定により、都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない、このようになっております。

緑地運動公園をもし都市公園にするということになれば、このようなことが必要かなと思います。このような手続を、今後、どのように進めていくのかをお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 法第33条に規定する区域の設定と議決についてお答えします。

都市公園法第33条による区域の設定と議決につきましては、これから都市公園としようとする敷地について適切に管理するというを目的に、占用の許可や監督処分の権限を行使す

る必要がある場合には、都市公園の設置を予定している区域として議会の議決を経て区域を定めることができるとされております。

緑地運動公園につきましては、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例に基づき、既に供用が開始されておりますことから、都市公園法第33条に基づく区域の設定を行う予定はございません。御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 設定しなくても、もうなっているんだよと、こういうことなのかなというふうに思います。

次に、公告についてを伺います。

都市公園の設置、都市公園法第2条の2第1項では、当該都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園の区域、その他政令で定める事項を公告することとなっております。それによって、設置されるということになっております。その政令ですが、都市公園施行令第9条、都市公園の供用を開始するに当たり公告する事項、このようになっておりまして、法第2条の2の政令で定める事項は、都市公園の名称並び、位置並び、供用開始の期日とするということです。

そこで伺います。公告をするということは、様々な行政の手続が必要だと思えますけれども、どのような手続が必要でしょうか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 法第2条の2に規定する公告についてお答えします。

公告につきましては、都市公園法第2条の2及び市条例第3条の規定により、都市公園管理者である市が、当該都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園の区域、都市公園の名称、位置、供用開始の期日を公告することにより、当該都市公園が設置されることとなります。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今、言ったとおり、紙1枚あればできるかなと。そのほかに、条例の第3条に、都市公園の名称及び位置は別表1のとおりとするということなので、そっちの条例改正もしないといけないのかなと、こういうふうに思います。

続いて、国土交通大臣に対する報告ですね。都市公園法施行規則第19条についてです。都市公園法施行規則第19条、地方公共団体が都市公園を設置したときに、国土交通大臣に報告すべき事項は、当該都市公園について、次の各号に掲げる事項とするということで、1から5まであるんですが、もしできれば、これは何の問題もなく報告できると思うんですが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 法第30条に規定する国土交通大臣への報告についてお答えします。

地方公共団体は、都市公園の設置、区域の変更及び都市公園を廃止したときは、都市公園法第30条第1項の規定により、国土交通大臣に報告することが定められております。

その報告をすべき内容につきましては、都市公園法施行規則第19条の規定により名称、所在地、設置の年月日、都市公園の区域、敷地面積と定められており、その時期については、同条第5項の規定により都市公園の設置後、速やかに行うこととされております。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そんなことで、これは今まで質問をさせていただきましたが、まとめますと、どういうことがいえるのかというと、都市公園台帳、これはほぼできている。幾らか直さなきゃならないところもあるでしょう。そして、都市公園の設置。これは自ら公告すればいいと。条例をちょっと改正すればいい。これは紙1枚でできます。国土交通大臣に対する報告。今、言ってもらいました。これが重要なんですけども、緑地運動公園を都市公園にするには、国土交通省や栃木県から許可をもらう必要がないということなのです。自分らでやればできるということです。やる気がないから、4年間言ったってできないと。どうなっているんですかと。ただ、やることによって、お金がかかるとかってそんなのじゃないんですよ。これをやることによって、お金が入るんですって何回も何回も言っているんですよ。この次に質問しますけどね。1から10まで法律を言って、これでどうなんだって議員に言われていたのでは、恥ずかしくありませんかということです。不作為という言葉があるんですよ。不作為とは、自ら進んで積極的な行為をしない、法によって期待された行為をしないということなんですね。そういう行動を取らないと、法的責任も引き起こしますよと、こういうふうになっております。いいですか。

まず、我々は、都市公園に関して一生懸命勉強したと。それで提案をした。その中で一番大きいのは、修正動議をかけたことです。修正動議をかけたことによって、市民の皆様は何て言っているかということ、那須烏山駅周辺エリアに関するアンケート調査、こういうふうになって出ているんですね。市議が反対ばかりして、何も進まない行政。税金を払っても恩恵を感じない。子供たちには、財政が安定していて住みやすいと感じる場所に住むように助言している、こういうふう言われているんですね。市長の政策に反対しかなない議員に振り回され、何も進まないまま時間が過ぎているのではと。市議会が機能していないように感じる。我々は、一生懸命勉強して提案して機能しているようにやっているつもりなのですが、市民の皆様からは、市長に反対ばかりしているからどうにもならない、市議会が機能していない。市民を考えたら、公園やトイレに関する修正動議は必要だったのか。市議会議員の質を感じるということな

んですね。非常に質が悪い。市議会議員は、市民目線で考えてほしいと。自分たちの利益、偏った考えで会議を進めてほしくない、住み続けたいとは思わないと、こういうふうに言われているわけです。これは、ホームページにいますからね、ずっと残っているわけですよ。皆さん、もうちょっと努力してくれれば、やる気を出してくれれば、こんなことにはならなかったんじゃないのかなというふうに思っております。

これから、簡単に言うと、まさか1つ、市長はそういうのをやるんじゃないとは言っていないですよ。都市公園化をするんじゃないとは言っていないですよ。

○議長（青木敏久） 川侯市長。

○市長（川侯純子） 特にそういう発言をした覚えはないと思います。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） ぜひ、やってもらいたいと思います。

それで、市長は善、政策に反対する議員は悪という構図が出来上がっておりますけれども、我々議員は、少しでもお金になるように、少しでも前に進むように一生懸命頑張っておりますので、少し誤解があったとすれば解いていただきたいなど、こういうふうに思っております。

続いて、この都市公園になると、どういうことがいいことなんだということを、話を進めていければなと思います。

これは、都市公園のいわゆる面積がプラスになると、地方交付税が入ってくるということで、都市公園の面積は、地方交付税の算定基準になっております。令和6年度の算定台帳を見ると、都市公園の面積が120。これは多分、1,000平米で割っているのかなと思います。基準財政需要額は、451万2,000円になっていますが、これは、割れば単位が出てきて単純にこうなんですよということなのか、その計算の方法について、どういうふうに計算されるのか、まずはお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川侯市長。

○市長（川侯純子） 地方交付税の算定基準についてお答えいたします。

都市公園に係る地方交付税の基準財政需要額の計算方法でございますが、都市公園1,000平方メートルに対して、国が示す単位費用を乗じ計算するものであります。具体的には、都市公園の合計面積12万平方メートルに単位費用の3万7,600円を乗じた、451万2,000円となります。

なお、地方交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いて計算いたします。前述した計算結果が単純に交付税額となるものではありませんので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 3万7,600円という単位の金額を掛けるということなので、割ればそういうふうになるんですけどね。8万5,000平米とかって言っていましたから、もし、その8万5,000平米の中に道路が入っているから抜くとか、水道施設があるから抜くとかってそういうのはあるかもしれませんが、まずそれを差し置いて、緑地運動公園の8万5,000平米が、もし都市公園になった場合には、令和6年度、これは年度によって算定基準が違うので、でも、令和5年度と令和6年度は一緒でした。その前は、ちょっと安かったのですが、令和6年度の算定基準ですと、交付金額はお幾らになりますか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地方交付税の算定基準についてお答えします。

緑地運動公園が都市公園となった場合の地方交付税でございますが、現時点で把握している面積で計算しますと、319万6,000円ほど基準財政需要額が増えることとなります。

なお、交付税の計算につきましては、先ほどの答弁のとおり、基準財政需要額そのものが地方交付税として交付されるものではございませんので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 基準財政需要額から基準財政収入額を引くわけですね。ただ、引くのは基準財政収入額の75%なんですね。ですから、自分たちが集めてきたお金に下駄を履かせてもらっているということになりますね。下駄を履かせてもらっているということになります。だから、税金を取ってきた、何したと言ったって、0.75でやれるわけなんですね。

当然この基準財政需要額が上がれば、片方で集めてきた金から引くわけですから、どんなことがあったって、その分だけは上がるんですよ。それは、もちろん片方の基準財政需要額を一生懸命上げることが、収入が増えるということ。もちろんいっぱい集めてきたって、必要なところから引いてという、片方は75%だから集めてくれば幾らかもちろんあれなんです。丸っと増えるということなんですよ。真水で。そういうことを、私の説明が悪いかどうか分かりませんが、総合政策課長、その点についてはいかがですか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 地方交付税の考え方についてですが、地方交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービス提供できるような財源を保障するためのもので、地方の固有の財源であります。

先ほども申したとおり、基準財政需要額から基準財政収入額、こちらの標準的な地方税収入見込額から75%にしたものとなりますが、それを差し引いたものが、普通地方交付税と言われるものになります。よって、渋井議員のおっしゃっている緑地運動公園分の地方交付税が、先ほどの319万6,000円、そのものになるという考えではなく、全体で見た中で普通地

方交付税を足しているという考えであります。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） もちろん、もらっているのが四十何億もあるのですから。ただ、319万6,000円を足せば、それだけは間違いなく増えるというふうになるのが、だって、こっちのほうからこっちを引くわけですよ。低いほうに300万円を乗せるわけですから、引けばこっちは300万円は必ず増えているということではないかと思うんです。あんまり議論すると時間がなくなりますからね。私は計算しているんですが、大体4年間で1,268万円ぐらいあれかなって。これは、早めに都市公園で8万5,000平米になった場合ですけどね。

そういうふうになって、これ今、ここで論戦一生懸命やっている意味は、できるだけ早いところ都市公園にして、そして市民の皆様の収入を幾らかでも上げると、こういうふうにするのが我々の仕事ではないかなと、こういうふう思うんですね。今まで論戦をしてきて、これまず地方交付税法という法律がありまして、第8条になりますけれども、地方団体に対する交付税の額は、毎年度4月1日現在とする、このようになっております。ですから、今からいうと令和8年の4月1日現在に、都市公園で8万5,000平米じゃなくてもいいですよ、できるだけ早く、8万平米でも何万平米でも。もしあれだったら、追加だってできるんですからね。そういう目標に向かって進めていくということが必要だと思うんですね。

とにかく都市公園の面積が増えると地方交付税が増えるということは、これ当局ではね、分かっているわけなんです。私も何回も何回も一般質問をしているわけなんです。そういうふうなことで、財政当局は、今、財政がひっ迫して大変なんだというふうに言っておるわけですから、関係課、都市建設課や生涯学習課、これに対してどのような指示、または、話をしているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地方交付税の算定基準についてお答えします。

財政担当から関係課への指示事項でございますが、都市公園をはじめ、ほかの事業につきましても、交付税の加算を目的として事業を実施するような具体的な指示はしておりません。

各事業につきましては、その効果や目的を総合的に判断した上で実施を決定し、実施事業につきましては、可能な限り賤原の確保に努めるよう指示しているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうすると、都市建設課にやっていただかないといけないと、こういうふう思うんですが。今までほとんど答弁が、生涯学習課でございました。その話を聞いて

て、4月1日の都市公園化に向けて少し検討をしていただくというか、やっていただかないと困るなど思うのですが、その点についてはいかがですか。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） ただいまの御質問にお答えします。

先ほどお話ししましたように、今後の都市公園の社会資本整備総合交付金の活用を見据えながら、緑地公園の整備内容をしっかりと検討し、都市公園化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 何だかよく分かりません。やらないような気がしました。ばかな議員ばかりいて反対するから、何もできないと言われているわけなんですよ。我々も一生懸命努力して、少しでもお金になればいいなというふうにやっているんですね。社会資本整備何とかかんとかって、これ騒いだのは、令和3年3月の議会で修正動議なんですよ。それから、何年たっているんですかっていう話です。それほど時間が必要なんですかっていうんです。令和3年が、令和4年になり、令和5年になり、令和6年になり、令和7年になり、もうすぐ令和8年になっちゃいますよ。そうすると、時間軸というものはあるでしょう。これをやるんだったら、1年でできるんだ、2年でできるんだ。4年かかってこんなのができないっていう、その理由が聞きたいのですが、どうぞ。

○議長（青木敏久） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） すみません。厳しい御指摘いただきました。今後も都市公園化は、課題いろいろあってございます。そちらは、いろいろな課題解決していきながら、議員の御協力を得ながらいろいろ進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 縦割り行政なんだと思うんですよ。都市建設課は都市建設課、生涯学習課は生涯学習課、打合せも何もしていないっていうんですから、まずそういうのをしっかり打合せをして、お互いに協力して、前に行ったらどうだというふうに思うんですよ。それで、社会資本整備云々、それはいいですよ。ただ、1回都市公園にすれば、毎年お金がもらえるんだというふうな理解。あと、前回も言いましたけども、5,000万円もかけて、5,000平米買って、草刈りだけやっているんだと。この都市公園というのはあれですから、公園及び緑地ってなっているんですよ、緑地。木を植えるとか、それはもっとも財政のほうで持っているでしょう。そういうものをしっかりと考えてもらうとか。

あとは、例えば、南那須地区でも宅地造成なんかしたところがあって、それが市のほうに寄

贈されているかどうかは分かりませんが、公園がある。高峰パークタウンって私が住んでいるところは、間違いなく、市のほうに寄贈をしている。そういう中に簡単な公園施設及び外周緑地がありますので、そういうものも都市公園にさせていただいたらどうかなって話をしましたが、どうもならないんだとは言われましたが、もっともっと勉強してもらいたいですよ。

都市公園になるような、例えば、烏山の運動公園あります。そういうようなところは、将来にわたって都市化が進んだ場合、仮にですが、2つあるものが1つになった場合には、都市公園にしたんじゃ開発できないんで、そういうところまでは言ってないですよ。もう例えば、南那須の緑地運動公園が、工場進出するために造成するんだっていうならまた話は別なんですけど、そこら辺も含めて、しっかり検討をしていただくことを、できれば都市建設課と生涯学習課、この辺がしっかり話をさせていただいて、本当に、我々が一生懸命熱を入れて提案しても、一向に進まない。これは、中山議員も言っていますが、本当にやってくれるんですかと言ったって、まず最初の打合せなんかでは、これは特別にお金かからないですよ。そう思うんですよ。先回り先回りやっておくことができるんだと思うんですよ。4年かかって実績ゼロではないかと、私は思っております。やはり、市民の皆様に向けて、自分のやるべきことをしっかりやることをお願いして、ちょっと時間を余しましたけども、あんまり言うと興奮して、ビーっていうふうになっちゃうと困りますので、ちょっと冷静に、この辺で一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 以上で、12番渋井由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○副議長（矢板清枝） 議長の都合によりまして、しばらくの間、私が議長の職務を行います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、16番平塚英教議員の発言を許します。

16番平塚英教議員。

〔16番 平塚英教 登壇〕

○16番（平塚英教） 皆さん、本日一般質問2日目、私、2番目の平塚英教でございます。

一般質問の通告を出しておりまして、5項目でございますが、それに沿って質問してまいります。前向きな御答弁を期待いたしまして、質問者席から質問いたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 最初に、本市公文書管理条例の制定についてお尋ねをいたします。

財務省の森友決裁文書改ざん問題、これが大きな問題となりまして、その事件から派生して公文書管理の在り方適正化が問われたところでございます。そういう論議の中で、公文書等の管理に関する法律が、2009年に制定されました。2011年4月1日より施行されております。

この法律は、国の行政文書等の管理の基本的事項を定め、特に公文書等を国民共有の知的資源と位置づけ、行政運営の適正化と将来世代への説明責任を果たすことを目的に制定されたものであります。法律は、行政文書の作成、取得から整理、保存、利用、移管、または廃棄に至るまで、公文書管理全般の基本事項を定めております。

さらに、公文書管理法第34条には、地方公共団体は、同法の趣旨に沿って公文書の適正管理に必要な施策策定、実施する努力義務があるというふうになっております。地方公共団体は、独自の公文書管理条例等を制定することが求められておりますが、本市は、まだ公文書管理条例が制定されておられません。お隣の高根沢町のほうを調べてみますと、既にこの公文書管理条例が制定されている状況でございます。

本市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の財産として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、住民自治の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本事項を定めることにより、公文書の適正管理、歴史的文書の適切な保存及び利用等を図り、もって、市政が適切かつ効率に運営されるとともに、本市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責任が全うされるように、本市公文書管理条例の制定を図られたいと考えますが、市当局の見解をお尋ねいたします。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市公文書管理条例の制定につきましてお答えいたします。

公文書管理条例の制定につきましては、平成21年7月に公文書等管理に関する法律、いわゆる、公文書管理法が制定され、その第34条で、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、これを実施することが努力義務化されました。

これに伴い、地方公共団体において条例の制定に向けた検討がなされ、一部の地方公共団体において策定されているものであります。なお、栃木県内においては、高根沢町と那須町で制定されているところでございます。

本市においては、那須烏山市文書取扱規則により、文書の作成、保存、廃棄に至るまでの文書事務の基本的な事項を定め、文書の適正な管理を行いつつ、情報公開制度の適正な運用とともに、現在及び将来の市民に対する説明責任を果たせるよう、取り組んでいるところであります。

す。

このような状況に鑑み、本市においては、公文書管理条例を制定してはおりませんが、栃木県や県内市町の動向を踏まえながら、その必要性や課題など総合的な面から調査研究していきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） さっき出ました高根沢町は、平成29年12月14日に公布して、平成31年1月1日施行となっております。那須町は、平成31年3月25日に公布して、令和元年10月1日施行ということであります。

令和2年4月1日時点で、公文書管理条例と情報公開条例等の制定状況についての総務省の調査では、全国47都道府県、市町村1,695団体、これは全体の97.4%だということですが、制定されているというような内容だそうです。しかし、これはあくまでも条例化されないうで条例等ということで、条例のほかにも規則、規程、要綱等で定めている場合があるとしているのが実情であります。規則等を含んだ数というふうに理解をしております。

内閣府の令和6年7月の地方公共団体における公文書管理の取組調査では、令和6年4月1日時点で、公文書管理のためのルール、これは全国都道府県と1,733地方自治体、市区町村がルールを定めていて、全体の99%だということがございます。

そこで本市は、この公文書館をまず設置されていますか。公文書館は、公文書を歴史的資料として保管、公開することで、民主社会の発展に貢献する重要な制度と位置づけられております。データ保存も含めて、このようないわゆる公文書の保管・管理は、どんなようにされていますでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、公文書館の設置という御質問をいただきましたが、これに関しまして、市としてそういったものを設置しておりません。

ただ、公文書の保管、これにつきましては、各庁舎ごとに集中書庫を持っております。また、旧七合中学校に永年文書などを保管している。そのようなことで、文書の保管については対応しているところでございます。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） できれば、国の公文書等の管理に関する法律に基づいた条例制定が、私は望ましいというふうに考えますが、我が市としては、これは条例でなくて規約、規則など、正確には何といったらいいでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 市長答弁にもありましたとおり、那須烏山市文書取扱規則、こちらを根拠に文書事務の基本的な事項を定め、文書の適正な管理を行いつつ、情報公開制度の適正な運用とともに、市民への説明責任を果たせるよう取り組んでおります。

これは、もう以前からそういった状況にあるということから、現状、公文書管理条例は制定していないと、そういったことになっておりますので、御理解いただければと思います。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そこで問題なのは、これはあくまでも行政の都合で、公文書の書館管理をするということではなくて、公文書の管理に関する法律でも、国民共有の知的財産と位置づけて、行政運営にもそれはもちろん活用しますが、必要な国民が、それを活用できるようにというのが法律の趣旨でございます。したがって簡単に言えば、本市でいえば市民にももちろん情報公開もできると思うのですが、いわゆる適正な文書管理、保存、そして廃棄に至るまで、市民のほうが可能であるということを前提に、これは適切な管理をしていただきたいと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 先ほどの文書管理規則、こちらの第3条のところに、文書事務の原則というものを定めてございます。先ほど、渋井議員もその辺をお話しいただいておりますけども、いずれにしても、職員は行政文書主義の原則にのっとりまして文書を丁寧に扱い、また、経緯も含めた意思決定に係る課程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、また、検証することができるように、文書によることを原則とし、責任を持って迅速かつ正確に処理するとともに、常に文書の所在を明らかにして、事務の能率の向上に資するように努めなければならないというふうに定められておりますので、その文書事務の原則、これにのっとることが、先ほどおっしゃいました市民の請求に耐え得る文書管理につながるものというふうに思っております。

以上となります。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） いずれにしても、この問題は森友問題の決算文書改ざんということで、福田知事もあってはならないことだということで、問題視しているのが実情でございます。いずれにいたしましても、国の公文書は、国民の共有知的資源だと、そういう考えですから、この市の公文書については、市民の公共資源・財産だと。そして、市民がそれを利活用できるようにすると。いわゆる市民目線を、やはり大事にしていきたいということで、私としては、高根沢町にならって条例化をすべきだということを申し添えたいと思います。

2つ目、本市の人口減少対策と少子化対策についてお尋ねをいたします。

本市は、2005年10月1日に南那須町と烏山町が合併しまして、本年10月1日で20周年を迎えるところでございます。しかし、合併当時、3万1,152人あった本市の人口は、本年4月1日現在で2万3,307人となっております。それを引きますと、この20年間に7,845人減っていると。これを当時の人口と比較をしますと、約25%減っていると。つまり、合併当時から見ると、4人に1人がいなくなっている、要するに人口が減っているということで、本当に危機感を持って受け止めていただきたいと思いますと思うのですが、それが1つ、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。

さらに、本市の出生率についても、昨日も一般質問がありましたが、合併当時は年間200人程度、210人あったものが、一昨年、昨年と60人程度に下がっているのが実情でございます。これらの状況を踏まえて、次の点についてお尋ねをいたします。

本市の将来を見据えた、現在、取り組んでいる人口減少対策と少子化対策を改めて伺うものであります。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 現在取り組んでいる人口減少対策と少子化対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、少子高齢化に伴い本市の人口は、2町合併時の3万1,152人をピークに、急速な減少が続いております。その要因は大きく2つあり、1つは、少子化による自然減であります。本市の出生数は、合併当時の210人をピークに減少しており、令和6年度の出生数は、合併後最少である61人になりました。

もう一つの要因は、転出超過による社会減であり、本市を転出したまま戻ってこないことに加え、他市町からの移住者も少ない状況となっております。こうした状況が続けば、地域の活力や将来の持続可能性に大きな影響を及ぼすこととなり、喫緊の課題であると認識しております。

こうした背景を受け、本市におきましては、令和4年2月に策定しました過疎地域持続的発展計画において、従来までの転出抑制と移住促進というダブルスタンダードの手法を一旦改め、市民の満足度・幸福度を高め、本市から過度な転出超過を抑制することに重きを置いた政策に方針転換したところであります。

また、令和5年度より運用を開始しました第3次総合計画におきましても、過疎地域持続的発展計画におけるこの方針を踏襲し、5つの基本目標を掲げた上で、市民の満足度と幸福度を高めるため、各種取組を計画的に展開しております。

少子化対策につきましては、第3次総合計画の部門別の個別計画として、令和7年度より運用を開始した、こども計画に基づき、子育て世帯や若者の声を十分に踏まえながら、各種取組を展開しておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 栃木県の人口も、2005年のピーク時から14万人減少しております。まして、現在、187万人、出生率も2年連続で1万人を割り込んでいる状況にあります。転出超過も止まらず、減少幅は拡大傾向で、人口減少、少子高齢化は根深く、将来を見通せない状況は本市と変わりはありませんが、県は官民一体となって、人口減少問題を克服する方策を探る、栃木県人口未来会議を立ち上げ、知事は少子化対策を推進する本部会議で、状況打開のため考えられる施策を総動員することが必要だと述べております。栃木県人口未来会議は、知事が会長となり、行政や経済、医療、福祉、労働団体などの代表も委員を務め、マンダラチャート案提示で、人口減少克服への施策体系化、可視化を図るとしております。

この栃木県人口未来会議の宣言素案では、人口減少を静かなる有事と表現し、地域で共有すべき危機だとしております。現在を変革の起点と捉え、未来志向の発想で職場や地域が変わるよう、挑戦を県民に呼びかけていくとしております。

人口減少、少子高齢化を自然現象として捉えるのではなく、本市も静かなる有事に危機感を持って、官民協働の総力を挙げた新たな人口減少対策を打つべきではないかと、県同様に取り組むべきではないかと考えますが、市当局の見解を求めます。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新たな人口減少対策と少子化対策の検討状況についてお答えします。

人口減少や少子化につきましては、本市だけでなく、その他多くの自治体が抱える全国的な課題となっています。それぞれの自治体では、人口増に向け、競うように新たな施策を次々と打ち出していますが、人口の奪い合いとなってしまう、結果的には財政力の豊かな自治体へ、若者の流出が続くという負のスパイラルに陥っている状況となっています。このようなことから、福田議員への答弁においても御説明させていただきましたが、全国的な課題として、国の責任において抜本的な解決策を講じることが必要であると考えております。

本市におきましても、本市の実情に即した事業展開を念頭に、第3次総合計画に基づき、各種取組を展開しています。決して前例踏襲で同じ内容の取組を行っているわけではなく、市民から寄せられる御意見や御要望を十分に踏まえ、適宜、事業の評価・検証を行い、より効果的な取組となるよう見直しを図っているところであります。こうした日々の改善が、市民の満足度・幸福度の向上をもたらし、持続可能な那須烏山市の実現につながっていくものと考えております。

また、先日、県のほうで、少子化のための対策のアドバイザーがいらっしやいまして、その方のお話を聞かせていただきました。また、うちの現在の市の取組もお話しさせていただいたところ、どうしてこんなにやっているのに、取組が表に出てこないんだろうと言われたことで、

私としての反省としまして、どんなことをやっているかを、もっと皆さんにPRしていくことが大切だと実感させていただきました。その一番の窓口は、実は議員、皆さんではないかなと思っています。こういうことをやっているということのアピールを、私とともに、そして職員とともに議員の皆さんからも発信していただけるとありがたいと思いますので、ぜひともやっていること、できていること、足りないことがありましたら、私のほうに御連絡いただき、皆さんとともに進んでいくことが、一番大切な少子化を打開することだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 県の人口未来会議なんですけども、いわゆるマンダラチャートというのは、真ん中に核を置くと。そしてその周りに、こういう施策でやろうというようなものを広げていくのですが、真ん中は、やはり結婚支援とか出生率向上、そして転出超過の解消というのが1つですね。もう一つは働き方改革で、若い人が働ける環境を整えていくということなんです。

そういう意味で本市はその両方に、本格的に取り組む必要があるのかなと。そして、昨日も出ましたが、移住・定住促進とか魅力ある就労環境、若者がここに住んで、結婚して、子供が生まれると。その医療・保育・教育、その環境を整えていくというのが、この中心のマンダラのような施策の展開だというふうに思います。

それで、都市部の、県の中心に一極集中みたくなくて、人口が流出して、そこへ集まっちゃうのが通例だと思うんですよ。問題は、栃木県で一番外れで、しかも、なかなかそんなに企業も多くないわけですから、働く環境もないということで、残念ながら、若者が都市部に流出しているというのが実情ではないかと。それが、結婚の機会が少なくなったり、子供が生まれない少子化になっていると。これが本市の実情ではないかなというふうに思うんです。

そういう意味で、全国知事会も7月の全国会議で、この歯止めのかからない人口減少対策問題克服を目指した提言を出しております。国に対して、人口減少対策を統括する省庁の長レベルの司令塔設置等を求めているのが実情でございます。

したがって、本市においても人口減少、少子高齢化対策を統括して、これを具体的な施策・対策を推進する、そのようなプロジェクトチームをつくって取り組む必要があるのかなと、これが1つ。

それとこの未来会議で、先ほども紹介しましたように経済界とか、それぞれ様々な医療とか福祉とか、そういう方々にも参画をいただいて、官民協働で、これ何とかしなくちゃならないということを進めているんです。

だから行政の本気度、それと、いわゆる市民のそういう団体や個人、有志を集めて、これは

何とかしなくちゃならないというような対策を組む必要があるのではないかなと思うのですが、それは、いかがでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） ただいまの質問にお答えします。

人口減少、少子化対策につきましては、市長答弁でもありましたように、多くの自治体が抱える全国的な課題でありまして、国の責任において抜本的な解決策を講じることが必要と考えております。新たな取組につきましては、国、県、近隣自治体の動向や市民ニーズを踏まえつつ、慎重に対応していきたいと考えております。

先ほどの県の人口未来会議において、8月4日に、とちぎ人口減少克服宣言というのを出したところですが、平塚議員がおっしゃるとおり、マンダラチャートというのを作りまして、真ん中に出生率の向上と転出超過の解消というものを真ん中にしまして、周りで対策を講じまして、さらにそれを9分割しまして、実施する方向で今は検討を進めているようです。市としましては、その検討状況を注視していきたいと考えております。

また、先ほど、市長からお話がありましたとおり、県の少子化対策アドバイザーに、今年7月7日に那須烏山市のほうに訪問していただきまして、意見交換をさせていただいたところですが、その際に少子化に対する助言や提言を受けましたので、それらを含めて、今後の対策を検討していきたいと思っております。

先ほどの質問の中で、本市においても対策プロジェクトチームというなお話がありました。それらについても、今の県の人口未来会議の状況等を踏まえながら検討していければと思います。

2番目の経済界、医療界なんかも含めて検討するというお話。こちらはまず、県の人口未来会議というものが、オール栃木を含めてそのような形になっております。それらの状況を受け、他の市町の状況を見ながら、もし必要であれば、そういったものも検討していきたいと考えております。

以上になります。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それは、本当に大変な問題ですよね。しかし、座して死を待つというわけにいかないというのが、我々議員、執行部の考え方ではないかなというふうに思われます。

そこで、せっかく県のほうでそういうものを立ち上げているので、本市はそのモデル自治体として、いわゆる一番人口も減っているし、少子化も進んでいますが、そういう中で逆転の発想で、これを何とか起爆剤にして、いっちょ頑張るぞというような運動を展開していく必要が

あるのかなというふうに思うんですよ。だから、そういう意味で、県のほうがモデルとは考えないかもしれませんが、県のモデルとなれるように共に取り組んでいきたいと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） お話ししたとおり、かなりアドバイザーの方からは、市の取組に対してお褒めの言葉をいただきました。ただ、それが実感として皆さんに湧いていない。そして、実際に子供が増えているわけではないというのが事実なので、本当にそれを増やして、皆さん議員なのでよく分かっていると思いますが、不妊治療の対応、給食費の補助、いろんなことをやっていますが、何もやっていないと言われるのが現状なので、そういうことを、いや、平塚さんがではないです。市民の中から言われることが多いので、今の若い方たちが、広報とかを見ているわけではないということがだんだん分かりました。どういうPRの仕方が一番いいのか、理解してもらえるのか。あと、昨日も同じように言われましたが、企業を紹介するために私たちも訪問、私自身も訪問させていただいて、企業のPR動画を作ったりとか、いろんなことをさせていただいたり、ワークライフバランス推進企業の認証をさせていただいたりしていますが、なかなか地元がいい企業があるというのを分かってもらうまでに、かなり時間がかかるのかなと思っています。誘致だけではなく、そういう、もともと既存の企業もアピールさせていただきながら、上手にこの市をアピールできるよう、先ほど言われた、市内外のいろんな方のプロジェクトも今後考えの中に入れながら見据えていきたいと思いますので、そのときには、議員の皆さんからの、お知恵やアドバイスもいただきながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、これは重要な関連の話なのですが、本市は、ワークライフバランス推進企業の認証ということで、いわゆる、働き方改革を1つのテーマにしながら、優良企業を認証するという一方で、仕事と育児、介護の両立、女性活躍、地域活動支援を進める市内企業を市が認定して、市のホームページなどを通じて事業所をPRする制度で、2022年度から始まり、昨年度までに9事業が認定されているということです。

認定対象は、市内で常勤の従業員がいる企業、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を支援している、女性管理職の登用目標値の設定、地域行政への参加など、地域との積極的な関わりなど、31項目のうち15項目以上で該当すれば要件は満たされるということで、今度、育児・介護休業法の改正を踏まえて、今年度から、介護離職者防止のための雇用環境整備の項目も追加したということですが、既に7月31日までの募集でございまして、昨年は9企業でございましたが、本年度は、このPRをして認定企業は幾つになったのか、答弁をお

願いいたします。

いやだから、人口対策なんだから、働き方改革って私言ったでしょう。答弁は求めてありますよ。行政を褒めて行政が答弁できないってどういうことなの。

○副議長（矢板清枝） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○副議長（矢板清枝） 再開します。星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 今年度のワークライフバランスの認証事業所の認定作業ですが、7月までに受付をしまして、ただいま、認定に向けて書類審査と、あとは現地調査等をしている段階です。ですので、まだ今のところはまだ認定が、まだそこまで行っておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 時間ばかり食ってもったいないから。非常に人口問題をみんなで取り組もうっていうのに、非常に何か阻害された気持ちでいっぱいでございます。

次に3番目の高齢化対策について質問をいたします。

本市は20年前の合併当時、2006年4月1日の高齢化率、総人口の65歳以上の割合が25.62%であったものが、本年4月1日には、40.4%に上がっているのが実情でございます。つまり、4人に1人が65歳以上という感じだったんですけど、今は4割、そういう状況に65歳以上が進んでいると、こういう状況だと思います。

それで、超高齢化社会が進行する下で、医療・介護等の社会保障対策だけでなく、高齢者が安心して暮らせる施策や、地域で支え合う体制づくりが求められております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。これらの方について、本市はどのような現在、施策を実施されておるか、将来に向けてどのような対策を検討されておるか伺うものであります。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者対策に向けた施策及び今後の対策についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、本市の高齢化率は急速に上昇しており、65歳以上の高齢者が2045年には50%を超えると予測されています。高齢者のうち、後期高齢者の割合も増加しており、要支援・要介護認定者の数や、認知症高齢者数が増加することも想定されているところであります。

こうした状況を踏まえ、本市では高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策を総合的、かつ、一体的に推進しております。介護予防事業としましては、ふれあいの里事業や、いきいきサロン事業を展開し、地域で相互に支え合う体制づくりを進めております。こうした居場所の利用を推進することで、介護予防につながり、介護認定や介護サービス利用者の抑制につながるものと期待しております。

また、運営を担うスタッフにおいても、自身の生きがいがづくりや健康増進、フレイル予防につながるなどのメリットがございます。在宅生活支援としましては、配食サービスの事業、おむつ給付サービス事業、緊急通報装置設置事業、福祉タクシー事業等を実施しております。

地域の安全・安心対策としましては、高齢者見守りネットワーク事業を実施し、公的機関、介護サービス提供機関、医療機関、商店や金融機関など131団体に登録をいただき、心配なことがあれば、地域包括支援センターに連絡が入るシステムとなっております。

今後は、これらの既存事業に取り組みつつ、特に認知症に関する地域支援を、一層充実させる必要があると考えております。認知症地域支援推進員と連携強化を図りながら、本人や家族、地域住民が気軽に集い、情報交換や相談ができる認知症カフェの推進や、市民一人ひとりが認知症への正しい知識を身につけ、支援体制を充実させるための認知症サポーター養成講座の開催を継続・拡充するなど、地域における見守り力の向上に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、この通告には書いていませんが、65歳以上の高齢者だけの世帯数は、現在、何世帯、何人というふうに考えたらよろしいですか。

○副議長（矢板清枝） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問ですが、65歳以上の単身のほうでよろしいですか。

まず、単身のほうが1,298世帯。高齢者のみで構成されている世帯が1,213世帯。合計2,511世帯になります。これは、令和6年10月時点でございます。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 65歳以上の高齢者だけの世帯が1,213世帯。そして、単身のほうが1,298世帯ということでございます。特に高齢化、未婚化の進行により、頼れる親族、身寄りのない独り暮らしの高齢者が増えているのが実情でございます。

本市の独り暮らしの高齢者は、現在、何人いるのかと。これについては1,298人ということで、今後も増加することが予想されるということで、高齢者の独り暮らしはリスクが高く、内閣府の推計でも、誰にも見取られず自宅で亡くなる孤立死、これは2024年度で、全国

2万1,856人いらっしゃいました。そのうち8割が男性ということであります。

厚生労働省の調査では、引取手がなく、全国の自治体が2023年度に火葬や埋葬した遺体は、推計で4万2,000人ということであります。このような悲劇が繰り返されないように、頼れる親族や身寄りのない高齢者支援対策強化が求められていると考えます。

本市においては、どのような対策を講じているか、お答えをお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 単身高齢者の増加傾向と支援策についてお答えいたします。

令和6年10月に実施した高齢者実態把握調査の結果では、先ほど答えたとおりに、単身高齢者が1,298世帯あり、おおむね毎年50世帯ずつ増加している状況であります。

現在、支援が必要な単身高齢者を対象とした取組としましては、先ほどもお答えしましたが、配食サービス事業、緊急通報装置設置事業などがあります。配食サービス事業につきましては、3か所の社会福祉法人に委託し、週に2回、見守りを兼ねて実施しております。緊急通報装置設置事業につきましては、心疾患や呼吸器疾患を有する高齢者に対し、24時間体制で緊急対応や不安の軽減を図っております。加えて、社会福祉協議会と連携した生活支援体制整備事業においては、日常生活支援ボランティア、助っ人からすを実施し、高齢者世帯への軽度な生活支援や、定期的な声かけを行っております。

今後も増加が見込まれる単身高齢者の生活支援や見守り・安否確認、孤立防止は、重要な地域課題であることから、国の動向を注視しつつ、民間事業者や介護事業者、地域住民等とさらなる連携強化を図り、地域包括ケアシステムの深化を図りながら、支援体制の強化に努めてまいります。

各自治体でも、自治会の中でいろいろ積極的なところと差もあったり、あとまた、人数が少なくなっている自治体もありますので、大きな問題になっておりますので、取組はこれから十分に必要だと思っております。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 毎年、50人ずつ増えるということでございまして、これは大変な状況ですよ。

それで、やはり行政とか福祉関係だけでなく、やはり高齢者が安心して暮らせる地域づくりということで、今、市長のほうからもありましたように、自治会、民生委員だけでなく近所の方も含めて、見守り、安否確認、あるいは、相談、何かお手伝いできることがあれば協力すると、そういうまちづくりが必要ではないかなというふうに思うのですが、それはもうトータルケアっていうのかな、そういう意味では、どこがその音頭取りを担ったらいいんでしょうかね。その辺は、どんなふうにお考えでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 新聞報道にもございますが、現在、国のほうで厚生労働省におきまして、地域共生社会の在り方検討会議が設置されまして、その中で、身寄りのない高齢者等の対応について協議されたところでございます。

内容としましては、大きな柱が2つございまして、包括的な相談・調整窓口の整備、内容としましては、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど、地域の社会資源を組み合わせた包括支援のマネジメント、各種支援、契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを設置した相談・調整窓口の整備を図る。

2点目としまして、総合的な支援パッケージを提供する取組としまして、十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や、社会資源が乏しい地域で生活する方が、支援のはざまに陥ることのないよう、身寄りのない高齢者等に対し、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院、入所等の円滑な手続支援や、死後の事務支援を合わせて提供する取組を実施することになっております。

ですので、まずは国において、来年の通常国会で関連法の改正を目指しておりますので、市としましても、どのような対応が図れるか、今後、研究していきたいと考えております。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まさに、①、②どちらもですが、超高齢化社会を迎えて、医療・介護・年金などの社会保障費が膨らみ続けておりまして、国の一般会計予算の何か3割を超えているというような状況だそうです。財源となる保険料や税の負担が重く高齢者にのしかかっているのも実情でございますし、75歳以上の高齢者医療窓口負担は、原則1割負担でございますが、医療費が増加している下で歯止めがかからないという状況で、政府は、3割負担の対象を拡大の検討を進めているということでございます。

また、介護サービスを提供する施設も、現在の介護報酬ベースでは人手が集まらない。訪問介護は特に不足して、新規利用者受入れが困難になっていると。これが、施設側の今、大変さでございます。どちらも苦しんでいるのが実情でございます。特に高齢化の著しい本市において、高齢者が安心して暮らせる施策や地域、これをみんなで支え合う体制づくりを、国は国のいろんな施策や方針を出すと思うのですが、本市も、やはり行政がいわゆる中心となって、福祉とか、先ほども言いましたが医療関係とか、そういう様々な自治会の代表とかね、そういう方々と、こういうみんなで高齢化社会を支え合う体制づくりを早急に構築する必要があるのではないかなと、強くこれを求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 先ほどの市長からの答弁にもございましたが、国の動向のほう

を注視しまして、民間事業者や介護事業所、地域住民等のさらなる連携強化により、地域包括ケアシステムの深化を図り、支援体制の強化を進めてまいりたいと存じます。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それでは、4番目の質問に移りたいと思います。本市の小中学校の学校再編についてお尋ねをいたします。

本市の学校再編を含めた市内小中学校の在り方を議論してきた市の諮問委員会、学校適正規模等検討委員会は、複式学級のある境小学校は、烏山小学校と統合が望ましいとする答申を教育委員会に提出したとの報道であります。これを受けて教育長は、今後の学校適正規模、適正配置に向けて十分検討したいと述べているとの内容でございます。教育委員会は、本年度中に学校適正規模に関する計画の策定を目指す方針とのことではありますが、次の諸点についてお尋ねをいたします。

まず、本市の学校適正規模及び学校再編に向けた今後の進め方について、どのように検討されておられるのか説明を求めます。

○副議長（矢板清枝） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） 本市の学校適正規模及び学校再編に向けた今後の進め方についてお答えをいたします。

学校適正規模等検討委員会から提出のありました答申におきましては、複式学級の解消を最優先課題としまして、既に複式学級が編成されている境小学校を烏山小学校と統合することが望ましいとの御意見をいただいております。また、江川小学校と荒川小学校、及び、七合小学校と烏山小学校につきましては、今後の児童数の推移を考慮しつつ、両校の統合を検討する必要があるとされております。

なお、両中学校につきましては、将来推計で適正規模である6学級以上が確保できる見込みであり、現状維持が望ましいとされております。

学校適正規模・適正配置は、教育の質を高めるとともに、学校を取り巻く地域の持続可能性にも関連する重要な事案であり、児童・生徒、保護者及び地域住民との十分な対話が不可欠であります。

今後につきましては、答申を踏まえつつ、現状と課題を踏まえた上で、市民の皆様の御意見を伺いながら、丁寧な合意形成に努めて参る所存でございますので、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） では、それを踏まえて、学校再編に向けた児童、保護者、地元との話し合い、それは計画策定後に話し合いを進めるという考え方でよろしいのでしょうか。この報

道によりますと、今年度中に適正規模に関する計画の策定を目指すということなので、この策定をした後に、そういう地元との話し合いというふうに理解したらよろしいんですかね。

そうすると、その話し合いをしてからですから、2年先になりますよね。だから、そういうような考え方でよろしいのかどうか、もう一度、答弁をお願いします。

○副議長（矢板清枝） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 御説明します。

教育委員会のほうの考え方で、計画を今年度中に作成したいというふうには考えております。が、まずは地元の意見交換会から始めていきたいなというふうに考えております。その意見を踏まえつつ、計画を策定というような形を今、考えております。

以上です。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。ぜひとも、地域住民とか保護者、そういう方々の意見を十分反映して、無理のない体制でこれを進めていただきたいなというふうには思います。

しかしながら、人口減少、特に少子化の問題でございしますが、昨年が61人で、令和6年度が60人でしたっけ。2年連続で60人台なんですよね。そういうような、これ那須烏山市全体ですからね。ほかから来られる方もいるかもしれませんが、いずれにしても近い将来、もっと統廃合みたいなことを検討しなくちゃならない時期が来るのかなと心配しているのですが、その辺のことは、この適正規模に関する計画の中では、論議はされないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員、2番目の質問でよろしいですか。

○16番（平塚英教） 2番目。はい。

○副議長（矢板清枝） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） 失礼いたしました。先ほどの課長の答弁と重複するところがございしますが、学校適正規模・適正配置に向けた協議につきましては、児童・生徒の環境変化に十分に配慮する必要があるということから、まずは保護者等との意見交換会の開催を先にと行うことで行ってまいりたいと考えているところでございます。

一方で、地域住民との将来的なビジョンの共有も重要であるということですので、児童の思いや、保護者からの意見等を踏まえて、地域住民との段階的な意見交換会を行うなど、丁寧な協議を行ってまいり所存です。その際に人口減少等も含めて地域の方々から、様々な御意見をいただけたらと思いますので、そういう意見も踏まえた上で、さらには、教育委員会のみでの判断ではないところが出てくると予想されますので、各課に協力を仰ぎながら、こういった話を進めてまいればというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 学校教育はね、100年の計ですから非常に重要でございます。いずれにしても、生徒数がこれだけになったから、5つの学校を1つにしちゃうとか、そういうレベルの話じゃないんだよね。だから、いわゆる教育者関係においても、もっと広域な中で異動したりをしているわけなので、当然そういうものも総合的に考慮していくというような理解でよろしいですかね。

○副議長（矢板清枝） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） いずれにしても、さりとて、子供が少なくなっても、学校教育の効果が上がるかと、これまた難しい話でね、ある程度の適正規模がないとできない競技とか、学習もあると思うんですよね。だからそういう意味で、非常にそこの辺が、この少子化の中で難しいことが求められるかなど。距離もね、統合すれば広域になりますから、これは大変ですよ。そういう意味でね、今後、適正規模・学校再編に向けた検討、さらには、地元の方、保護者の方との話し合い、それも総合的に進めながら、安心納得で進めていただきたいというふうに思います。

それでは、5番目の質問に移ります。防災集団移転促進事業についてでございますが、これは毎回、私は議会で質問しているテーマでございまして、2019年の台風19号による甚大な被害の復旧事業として、下境・宮原地区の防災移転促進事業に取り組んでいるところでございます。

事業は、国の関係部局が複数にわたっているのですが、大変難航してきたと。しかし、関係部局間の調整が整って、具体的な計画に着手していると。本年3月下旬には、この防災集団移転促進事業の事業計画書、これを国に提出して、現在、国と事業計画書の内容について調整協議を行っているというような、前回の説明でございました。

そこで、この事業を進めるための国との協議は、どんなふうには進んでいるのでしょうか。大臣同意に向けて、間違いなく着実に進んでいるという理解でよろしいのかどうか、答弁をお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災集団移転促進事業に係る国との協議及び大臣同意までの進捗状況についてお答えします。

本年3月に、防災集団移転促進事業の実施に必要となる、防災集団移転促進事業計画書を、

議員がおっしゃるように国土交通省に提出したところであり、現在、技術的な確認や修正の指示を受けながら、最終段階に入っております。

9月16日には、高橋副大臣宛に、早期の事業着手を求める要望を行うこととしており、遠くはない時期に大臣同意を得られるよう努力をしまっており、御理解のほどお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大分それでも、計画からすると大臣同意が遅れておりますので、非常に地元は心配をしているのが実情でございます。

そこで、これまでにこの防災集団移転促進事業に投下をした総事業費は幾らなのか。そのうち、国・県の助成費は幾らあったのか答弁いただければ、お願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） ただいまの質問にお答えします。

令和4年から令和6年までに行った事業、約1億8,000万円ほどになります。そのうち国庫補助が、8,500万円ほどになっております。県の補助はございません。

以上です。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、この防災集団移転促進事業の対象戸数は、かなり前から見ると、どんどん減ってきているんですね。現在、宮原地区は何戸対象なのか。下境地区の西側、これは、先行して進めるということなのですが、それは何戸対象なのか。それと、残っている下境地区の対象戸数は何戸なのか、説明をお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） ただいまの質問にお答えします。

あくまでも大臣同意前ということなので、大臣同意に出した戸数をお知らせいたします。

宮原地区に関しましては、34世帯。移転対象世帯は34でございます。下境地区の西側に関しましては、23世帯で、こちらをもって大臣同意を今、提出しているというところがございます。

東側の対象者につきましては、36世帯と。

以上となります。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 合計しますと、下境地区だけで70戸と言っていたのですが、59だよ。70戸が59になっちゃったんだな。分かりました。

それで、問題は集団移転をしてもらわなくちゃならないんですね。それで、下境地区、宮

原地区の移転候補地確保については、どのような進捗を見せているでしょうか。答弁をお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 移転候補地の確保についてお答えします。

移転候補地の確保につきましては、これまで答弁してきたとおり、事業要件である移転対象戸数の2分の1以上が移転可能な住宅団地の整備に向け、必要な用地の確保に努めているところであり、地権者には、前向きに検討いただいているところであります。

大臣同意後には、速やかに用地を取得できるよう、引き続き、地権者への丁寧な説明に努めてまいり所存でありますので、御理解をお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 旧境小学校の敷地では、36戸の2分の1が移転できればいいという考え方なのでしょうか。そうすると、18戸以上移転ということなので、18戸ぐらいであれば、旧境小学校の敷地だけで十分という考え方なのか。

しかしね、今度は、23だからね、ごめんなさい。逆だよ。23だから、西側の大臣同意があれば、12戸以上の移転があれば、これは可能ということで。宮原地区のほうは、34戸ですから、17戸以上という考え方ですよ。

それぞれ、下境地区の西側だけならば12戸ぐらいですから、旧境小学校で十分かなと思うのですが、東側を考えた場合には、やはりこれを合計すると59ですから、約30戸。30戸をあそこに整備するのは難しいかなというふうに思うので、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。移転候補地の確保についての考え方を、いま一度答弁をお願いいたします。

○副議長（矢板清枝） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） ただいまの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、西側でありましたら、旧境小学校の中に収まるということで、今後、東側に進んでいくとなりますと、やはり旧境小学校では入り切りませんので、その南側に住宅用地を求めていくというふうになるかと思えます。

以上です。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、宮原地区は大丈夫だという考え方でよろしいですかね。

○副議長（矢板清枝） 菊池都市建設課長。

○都市建設課長（菊池章夫） 宮原地区のほうは、大丈夫ということでございます。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 2分の1ならね。

今度は最後の質問になりますが、地元で心配しているのは、移転後には移転した方々の自治区はどこになるのだろうかという話がありまして、遠くから移転するわけですから、もともとの自治会とか班にというのは難しいのかな、新しい自治会をそこで設置するのかな、どうなんだろうっていう話があるのですが、これらの考え方については、どんなふうにお考えでしょうか。

○副議長（矢板清枝） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 自治区につきましてお答えします。

防災集団移転促進事業は、日常生活の支え合いの場となる地域コミュニティを維持しながら、災害リスクの低い場所へ移転することにより、地域住民の生活と生命と暮らしを守る事業でございます。

移転後における自治会の在り方につきましては、地域住民の意向を尊重することが必要不可欠であり、自治会との協議を重ねつつ、地域の実情に即した形で再編することが望ましいと考えております。

以上になります。

○副議長（矢板清枝） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。それに地元で話し合ってもらって、元の自治会に残るのか、あるいは移転された方々だけで新しい自治会をつくるという考え方なのか、それは話合いで今後まとめていくという理解でよろしいんですね。分かりました。では、そういうことで。なかなかこれは長丁場で、この対象の方々は本当に大変だと思いますが、行政のほうも大臣同意が着実に得られるように、様々な努力はしているのだと思うんですけど、ぜひ、その辺がスムーズに行くように、今後とも最大限の努力と地元への説明をお願いいたしまして、質問を終わります。

以上です。

○副議長（矢板清枝） 以上で、16番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時30分とします。

休憩 午後 0時26分

再開 午後 1時30分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、5番興野一美議員の発言を許します。

5番興野一美議員。

〔5番 興野一美 登壇〕

○5番（興野一美） 青木議長より発言の許可を得ました。議席番号5番興野一美と申します。よろしくお願いします。

議場内の皆さん、こんにちは。令和の米騒動と称しまして、マスコミが社会不安をあおる報道を過剰に繰り返したことが原因で、令和6年から今年にかけて、各地で米の買占めと品薄が発生し、米の価格が全国的に高騰しました。新米も店先に並び始めましたが、値上がりしている状況です。農家も複雑な心境ではないのでしょうか。本日、熱帯低気圧から台風15号が発生しました。稲刈りも始まったばかりで、まだまだ残っています。被害がないことを祈るばかりです。

お昼を食べたばかりで眠いと思いますけども、少々の間、お付き合いいただきますようによろしく願いいたしまして、質問者席より質問させていただきます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 水田活用の直接支払交付金について質問いたします。

2022年度から2026年度に、一度も水張りをしなかった水田は、直接支払交付金の対象外でありました。2021年度に農林水産省がこの方針を示して以降、水張り要件は現場の不安や不満の種であり続け、今年1月の国会で水田政策見直しの方向性を明らかにしました。2027年度以降の水張りは求めないと明言しました。

そこで、以下の点について伺います。既に水張りや畑地化に取り組んだ農家の不公平感があるのではないかと考えます。直接支払交付金は、何年度まで続くのか伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 直接支払交付金についてお答えします。

このたびの国の方針転換につきましては、本制度の適正な存続と生産者が安心・安定した農業を営むことができる制度設計に見直しをしていただけるよう、市長会を通して国へ要望を行ってきたところであり、当然の結果であると思料しています。

一方、現行制度において、水張りや畑地化に取り組んだ農業従事者におかれましては、国から適正な交付金の交付がなされており、制度の適正な運用が行われていることから、議員御指摘の不公平感には至ってはいないものと考えております。

直接支払交付金の交付時期でございますが、国が令和9年度から作物ごとの生産性向上等への支援と転換するとの見解を示しており、現行制度における交付金は、令和8年度で終了するものと思料しております。

現時点において、詳細な制度内容が国から示されていない状況でございますので、市としましては国の動向を注視し、県やJAなす南の関係機関とも情報を共有しながら対応を進めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 直接支払交付金は、令和8年までは交付されるということなんですけども、令和8年までは、畑地化の交付金も支払われるのか伺います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

畑地化に関しましても、令和8年度まで交付の予定でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） この畑地化については、令和9年度以降はどんな感じになるか、分かる範囲でお願いします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

畑地化につきましては、今後、今のところ概要とすれば、作物に注目した支払制度に移行するという骨格だけは示されているものですから、そういった中での水田だろうが、畑だろうが、作物に注目した支払制度の新たな骨子が、来年の8月、今頃だと思いますけども、示されるかと思えます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 了解しました。

では、次の質問に移ります。直接支払交付金は、2027年度から、田畑を問わず作物ごとに支援する仕組みになるとあります。支援対象が広がれば、予算を増やさない限り支援金の減ってしまうことが危惧されますが、市の見解を伺います。分母が大きくなれば、当然減ると思うんですけども、これについての見解を伺いたしたいと思います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新たな直接支払交付金についてお答えいたします。

令和9年度以降の水田活用の直接支払交付金につきましては、現在、国から示されている内容が骨格部分のみで、詳細な制度内容については明らかになっておりません。国の動向を注視し、情報の収集に努めてまいりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 畑地化支援促進助成金は、2024年は、10アール当たり14万円。それから今は、10アール当たり10万円に引き下げられています。この金額でよろしいのでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） この支援金をもらって畑地化した農家も、相当数いると思うんですけども、2027年度から直接支払交付金を受けることができるのか、伺います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 2027年度ですから、令和9年度からになるかと思うのですが、詳細については、ちょっと情報不足でございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 先の話なので、まだ農林水産省で決まっていなと思うんですけども、今後、産地交付金なるものも制定されることもありますので、農業者にとってより良い農政を希望いたしまして、次の質問に移ります。

草刈り機の補助について。今年は例年になく全国的に猛暑であり、毎日のように熱中症で搬送されるニュースが流れています。農家の皆さんは幾分涼しい早朝から、日中の暑い中、草刈り作業をしています。

そこで、暑い中でも農作業の効率を図るために、畦畔等の自走草刈り機に補助を出したらいかがかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 自走草刈り機への補助についてお答えいたします。

農業者の高齢化が進む中で、農作業の効率化は重要であると感じております。しかしながら、議員御質問の自走草刈り機への補助につきましては、現時点において、農業従事者からの要望はいただいている状況であります。

市では、米不足問題に端を発する農業施策の転換も見据え、持続可能な農業の実現に向け、従来までの農業施策の見直しも含めて取り組んでいるところでございます。

質問の件につきましては、新たな農業支援策の議論を進めていく過程における検討課題とさせていただきますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） ほかの自治体と比べては、まずいと思うんですけども、那珂川町では、今年は補助金を、1台につき10万円まで出したみたいなので、よく検討していただきますようお願いいたします。

道路のお話も出ましたけど、畦畔や土手に除草剤を使わないのは、なぜ使わないか。課長、

お分かりでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 私の知っている範囲ですが、散歩中の犬とかが食べてしまって、死んでしまうようなこともお話は聞いてございますけれども、ちょっとそれ以外に思い当たる節がございません。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 誠に申し訳ない質問だったかとは思いますが、なぜ使わないか。本当に少しなんですけども、中には使っている農家もいますけども、除草剤をかけると根まで枯れちゃうんですよね。ということは、畦畔とか土手が崩れちゃうんですよ。ですから、暑い中でも草刈りをするのが、やっぱり農家としての役目ではないかなとは思っています。

猛暑下の農家にとってやはり過酷なのは、雑草対策であります。畦畔の草刈りが、原因として規模拡大を阻む一因となっているのではないかと、あとは高齢化もあると思っておりますけども、機械化による負担軽減が急務であります。しかし、コストがかさみ、農機購入をちゅうちょするケースもありますので、このようなことから、耕作放棄地も増えているのではないかと考えますが、どうでしょうか。課長、お願いします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃることは、もうごもっともでございます。市長の答弁にあったかと思っておりますけども、今後の検討課題とさせていただければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 先ほども言いましたけども、那珂川町も出しましたので、検討じゃなくて実現のほどよろしく願いいたします。

では、次の質問へ移ります。農地の畦畔除去等の支援について。

以前、下川井地区で土地改良事業が休止になりましたけども、大規模開発では、地権者の総意を得られず、会議も難航したことによると思われま。

そこで、以下の点について伺います。隣接地の田と高低差があまりないのであれば、施工費も安く、現在のように大型機械を導入している農家にとっても効率がいいと考えます。効率化を図るためにも、畦畔除去等の支援をしてはいかがか、市の見解を伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 畦畔除去等の支援についてお答えします。

まず、国の補助事業としまして、農地耕作条件改善事業がございます。こちらは、受益者が2名以上で、中間管理機構による農地の集約が必須要件ではありますが、国55%、県20%、市10%、地元負担15%とする定率助成と、補助単価が決まっている定額助成がございます。

次に、市の補助事業としましては、市単独土地改良事業費補助金がございます。こちらは、国の補助事業と同様に受益者2人以上が要件となり、100万円の補助を上限額とし、総事業費から10万円を差し引いた額の2分の1を助成するものであります。

農業従事者宛の通知で紹介するほか、市公式ホームページ等も活用するなど、制度の周知を一層強化し、引き続き、農業従事者を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 先ほどの質問とも重なるんですけども、畦畔除去により耕運、田植、収穫、除草等の作業の時間も大幅に削減できると思うんですけども、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） 議員のおっしゃるとおり、今年の3月まで、大木須地区のほうで雑草問題が研究というか、フィールドワークでやっていたわけなのですが、ああいう中山間地域においても、小型の自走式の、これはリモコンですけども、そういった機械で除草作業を行うことができ、なおかつ、要は労力も減るということが実証されておりますので、そういったことも含めて、今後、考えていけたらなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 先ほど、市長が述べられました、簡易な整備を行う農地耕作条件改善事業、これはハード事業の事業費が200万円以上、受益者数2名以上、これで間違いはないですか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） はい。議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 2名以上となると、やはり問題のある場合もあるので、個人でも整備事業ができるような市の単独事業とか、そういうものの検討はどうでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの質問にお答えいたします。

いろいろとホームページ等、国、県または県内の市町、そちらのほうの補助要項をちょっと

探してみたんですけれども、原則2戸以上という縛りがあって、基本的には、分かりやすく言うと、受益する農家に対しまして、簡単に言えば、公共事業というのがゆえに、特定の個人の都合だけで補助を交付するのは適当でないというような見解があると考えられますので、1戸ということに対しての補助は、ちょっと難しいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） この事業って、現在までに何件かあったのでしょうか。分かる範囲内でお願ひします。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

市長答弁のあった簡易な整備を行う農地耕作条件改善事業におきましては、過去5年ほど遡りましたけれども、導入した経緯はなかったと記憶しております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） これは、ハード事業の200万円以上というのは、10アール当たりとかじゃなくて、例えば、100アールでも200万円以上というような、面積の要件はないのでしょうか。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問ですけれども、こちらのほうは、事業費だけあって面積要件はございません。

以上です。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） やはり希望者がいないということは、個人で1か所に何枚も持っている農家はできないと、そういう縛りがあると思うので、やはりそういうほうを改善していってもらいたいと思うんですけれども、駄目だという話なのでしょうから、なるべく今後も検討のほうをよろしくお願ひします。

じゃあ、次の質問に移ります。2022年に国庫補助を活用し、アグリ那須烏山でレーザーレベラーを導入しました。この機械は、レーザーを使って土地を平らにするものでありますが、冬場の農閑期のアグリ那須烏山の請負業務メニューとするよう市から要請できないか、市の見解を伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） レーザーレベラーを使用した農閑期の仕事の請負についてお答えいた

します。

レーザーレベラーは、アグリ那須烏山が令和4年度の国庫補助事業で導入したもので、アグリ那須烏山では、冬季の農閑期を中心にこの機材を活用し、自らが耕作している農地の畦畔除去や耕耘等の整地作業を行っております。

今回活用した補助事業の補助要件において、自ら経営において使用するものと使用範囲が限定されており、現状では、アグリ那須烏山が耕作を行う農地以外での使用は目的外使用となり、活用が制約されている状況となっておりますことを、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 補助事業なので、その要件はあると思うんですけども、何年後には解除になるのか分かりましたら教えてもらいたと思います。

○議長（青木敏久） 小口農政課長。

○農政課長（小口正一） ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に国庫補助事業等、県単独補助事業もそうですけれども、こういう農機具も含めて購入する場合に、その物の減価償却、これは税法上ですけれども、簡単にいえば、そちらの年数を過ぎた後であれば、それを処分することも可能でございます。

したがって、レーザーレベラーですと、今は税法上ですと耐用年数が5年となつてございますので、その5年過ぎればというのが、1つの区切りなのかなというふうには思っております。ですけれども、これが果たして正しいかどうかというのは、国、県などに確認を取った上でないと何とも言えないと思うんですけども、基本的には、耐用年数が過ぎれば処分できるというのは普通で、そうすれば、期限解除というふうにつながるのかなというのは思料してございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 今、課長が言われました耐用年数は、作業機は5年だと記憶しています。やはりレーザーレベラーって、相当高額な機械なんですよ。ですから、倉庫の肥やしにしたのじゃもったいないと。やはりそれで、もう現在は3年たっていると思うので、アグリ那須烏山の自分で使っている補助は、もうおおむね整備済みではないかと思われま。県と協議の上、なるべく早く請負業務ができるように、努力してもらいたと思います。

まして、本市はアグリ那須烏山の出資者でもあると思うので、しっかり農家のために仕事をしてもらいたいなと思います。これを希望いたしまして、次の質問に移ります。

防犯カメラの導入補助について。昨今では、侵入強盗など治安の悪化が進み、自分・家族の身を守るための対策が、ますます重要となってきています。犯罪防止、証拠撮影、安心感、抑

止力にもなるため、個人での防犯カメラ設置が増えているようです。

そこで、防犯カメラの導入費用の補助を行ってはいかがか、市の見解を伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防犯カメラの導入費用の補助についてお答えします。

防犯カメラの設置につきましては、侵入強盗などの犯罪抑止や発生時の犯人特定などの役割を果たすものであり、個人防犯カメラを設置する方が増えている状況であります。

しかしながら、市民からの設置費助成に関する要望等は寄せられておらず、また、現時点で個人に対する防犯カメラの導入補助を行っている県内市町も少ない状況でありますことから、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） それでは、市の公共施設には、防犯カメラは設置されていると思うんですけど、何のために設置してあるのか伺います。

○議長（青木敏久） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 防犯カメラは、もちろん犯罪防止のために設置しているものでございます。

以上となります。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 防犯カメラに似たようなもので、ドライブレコーダーなどもありますけども、状況を記録するために搭載していると思います。普及率は、相当高いのではないのでしょうか。新車購入時には、ほぼつけていると思われれます。

そこで、市の公用車の普及率について伺います。

○議長（青木敏久） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 申し訳ございません。把握してございません。現状は把握していないということで、申し訳ございません。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） ドライブレコーダーって、100%ではないのですか。

○議長（青木敏久） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 今、ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、確認して御報告させていただきたいと思っております。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） いえ、確認して後で連絡は結構ですけども。今、個人の新車は、ほとんどきつと購入時には100%近いんじゃないかと思っております。やはりドライブレコーダーは、

事故がそれなりにあると思うのでね、みんな安全のためにつけていると思うんですけども、ドライブレコーダーと比べて家庭用の防犯カメラの普及率は、まだまだ低いと思います。

防犯カメラの補助金を出している県内の自治体が分かりましたら伺います。

○議長（青木敏久） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） ただいまの質問にお答えいたします。

個人宛の防犯カメラ補助制度、県内で3自治体で制度化されております。足利市、真岡市、さくら市で、そういった制度を実施しているということでございます。

以上となります。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 私が調べたのには、そのほかに矢板市と野木町が入っていると思うんです。矢板市が、購入費用の2分の1で上限3万円、足利市と真岡市が2万円、さくら市と野木町が1万5,000円。やはり、5市町なのでまだ少ないとは思いますが、やはり防犯対策で一番重要なのは抑止力だと思うんですよね。被害があってからでは遅いと思うので、ぜひ、検討していただきたいと思いますが、もう一度、伺います。

○議長（青木敏久） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 市長答弁の繰り返しにもなってしまいますけれども、現段階で市民からの要望が今のところ寄せられていないというところ。また、先ほども県内自治体の状況もございましたが、まだ少ないという状況もございます。今後の検討課題とさせていただきますと思います。

以上となります。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 市に補助金をもらうという意識が、まだ市民の方には少ないんだと思うんですね。ですから、先ほどの農機具、草刈り機もそうなんですけども、やはりこちらから言えば、それなりにあると思うんですよ。足利市なんかは、こういうこんな立派なポスターもチラシも作ってあるようなので。

防犯カメラって、安いのは1万円もしないで買えるんですけども、どのくらいの性能かというのは、私は分からないんですけども、やはりピンからキリまでであると思うんですよ。いいものは相当しますけど。うちでつけた防犯カメラは、ほとんど写真みたいに映りますから。ですから、ぜひ、市民からじゃなくて、市からこういうのはどうでしょうかと。

以前、オレオレ詐欺とかがあるので、録音機能のついた留守番機能電話の設置もありましたけども、やはりこの地域は、防犯上まだ安全だとは思われていますけども、やはりこれから米なんかも高くなってきて、米泥棒とかそういうのもあってからでは遅いので。

市民に対しての意識づけというのも必要だと思うんですね。金額が5,000円でも1万円でもいいと思うんですけども、やはりこちらから提案するという考え方のほうが、やはり市としてはいいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（青木敏久） 平山総務課長。

○総務課長（平山茂樹） 何度も繰り返しになってしまって申し訳ございませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上となります。

○議長（青木敏久） 5番興野一美議員。

○5番（興野一美） 堂々巡りしているようになっちゃうので。でも、やはり防犯対策って重要なのは抑止力だと思うんですね。人によっては、ダミーの防犯カメラもつけている人もいますけども、つけていないよりははるかにいいと思うんですけども。やはり携帯電話で見られるものもあるし、録画機能もしっかりしているし、通話なんかもできるものもあるし、ピンからキリまでなので、ぜひ、検討じゃなくて実現できるように、よろしく願いしまして、しっかり残っているんですけど終わります。

○議長（青木敏久） 以上で、5番興野一美議員の一般質問は終了しました。

○議長（青木敏久） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

[午後 2時04分散会]